

そのベルト、 本当に必要ですか？

～より良いケアのためのアセスメント～

平成29年9月

姫路市健康福祉局保健福祉部 監査指導課

姫路市健康福祉局長寿社会支援部 地域包括支援課

【協力機関】



一般社団法人兵庫県介護支援専門員協会 姫路支部
一般社団法人兵庫県介護福祉士会
一般社団法人兵庫県作業療法士会 中播磨ブロック
一般社団法人兵庫県理学療法士会 中播磨ブロック
中播磨訪問看護ステーション連絡協議会

【目次】

I	身体拘束とは	1
II	事業所（施設内）での推進体制	3
III	介護の提供体制の見直し	4
IV	「緊急やむを得ない場合」の定義	5
V	事前の確認事項	6
VI	身体拘束の実例（写真）	7

<別添資料①> アセスメントシート（A3版）

- ・【身体拘束 行為1】体幹、腕、足をひも等で縛る。
- ・【身体拘束 行為2】ベッドを柵（4点柵・3点柵・壁際2点柵）で囲む。
- ・【身体拘束 行為3】ミトン手袋を装着し続ける。
- ・【身体拘束 行為4】車いすの腰ベルト・Y字型拘束帯・車椅子テーブルを装着し続ける。
- ・【身体拘束 行為5】つなぎ服を着用させる。
- ・【身体拘束 行為6】向精神薬を使用する。
- ・【身体拘束 行為7】鍵のかかった部屋で行動を制限する。

<別添資料②> 身体拘束についての検討記録（A4版）

<参考資料> アセスメントシート（事由別）（A4版）

- ・【徘徊】
- ・【転倒】
- ・【転落・ずり落ち】
- ・【不穏・興奮・不眠・暴力】
- ・【かきむしり・弄便・不潔行為】
- ・【点滴・チューブ類の自己抜去】

I 身体拘束とは

(1) 身体拘束の具体例

＜身体拘束に該当する具体的な行為＞

下記は一例であり、「利用者等の行動を制限する行為」であれば、「身体拘束」に該当する。

- ① 徘徊しないように、車いす、イス、ベッドに、体幹や手足をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに、体幹や手足をひも等で縛る。
- ③ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに、体幹や手足をひも等で縛る。
- ④ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）や壁で囲む。
（いわゆる「4点柵」、「壁際2点柵」）
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、手足をひも等で縛る。
- ⑥ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける。
- ⑦ 車いすやイスからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、腰ベルト・Y字型拘束帯、車いすテーブルをつける。
- ⑧ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する。
- ⑨ 脱衣やオムツ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服薬させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない鍵付き居室等に隔離する。

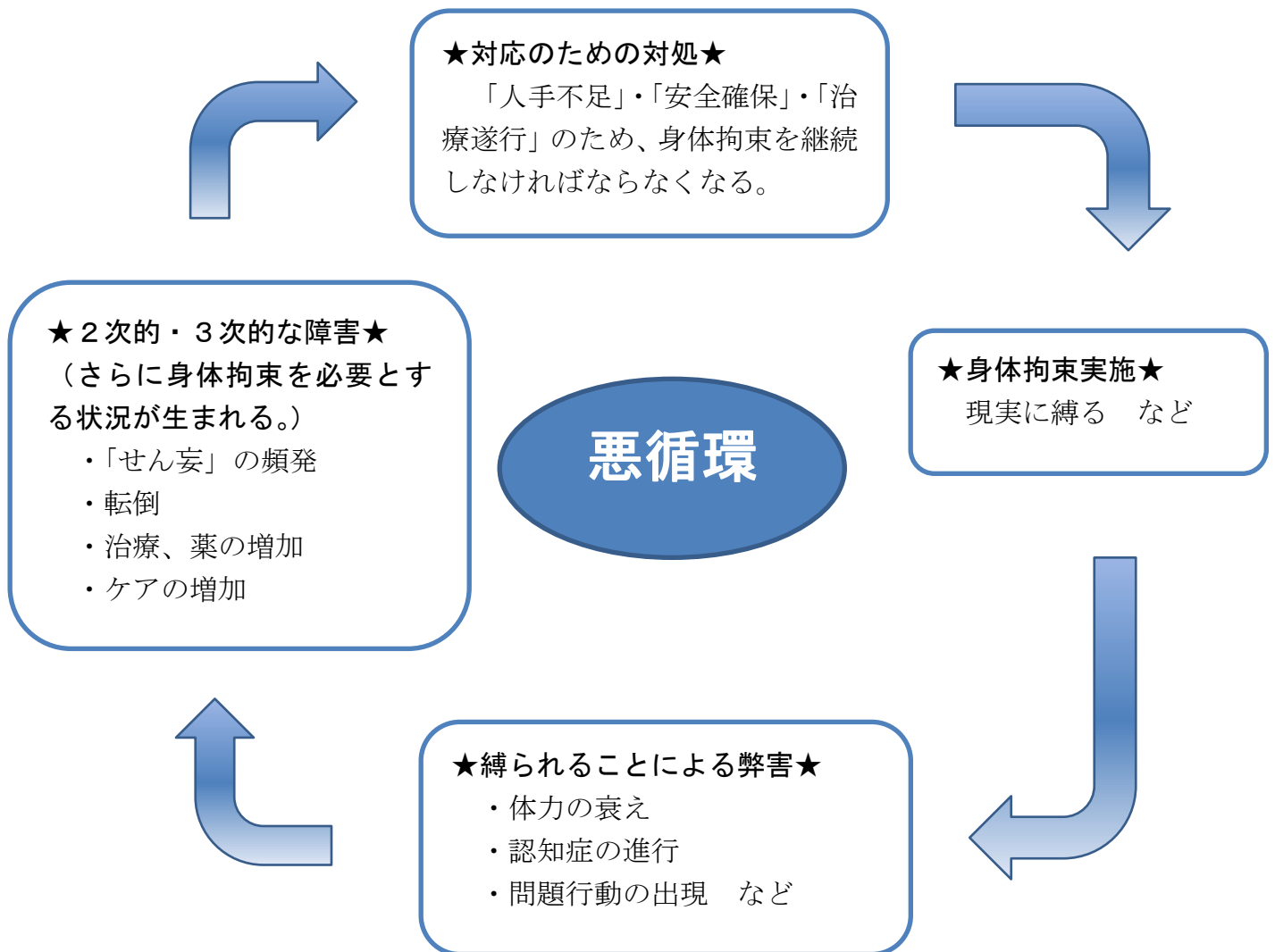
(2) 身体拘束による影響

身体拘束は、人権擁護の観点から問題があるだけでなく、高齢者のQOL（生活の質）を根本から損なう危険性を有しています。

身体拘束によって、高齢者の身体機能は低下し、寝たきりにつながる恐れがあります。さらに、人間としての尊厳も侵され、時には死期を早めるケースも生じかねません。

(3) 身体拘束による悪循環（負のスパイラル）

<例：ひも等で縛られる場合>



Ⅱ 事業所（施設内）での推進体制

高齢者の立場に立って、その人権を保障しつつ、質の高いケアをめざすという理念を明確にすることが求められます。

組織のトップや現場の責任者が身体拘束廃止を決意し、現場を支援する方針を徹底することが重要です。

また、事故やトラブルに関する責任についても検討し、明確にしておく必要があります。身体拘束廃止に関する諸課題は、職員が一丸となって、取り組まなければ改善されません。

ポイント

① 責任の所在

- ・ 事業所（施設）の長が決意し、現場をバックアップすることが重要です。

② 職場会議における検討

- ・ 「身体拘束廃止委員会」を設けましょう。
- ・ 身体拘束の弊害を認識し、どうすれば廃止できるかを、事業所（施設）内のスタッフ間（事業所（施設）の長を含む。）で十分に議論し、問題意識など、共通の意識を持つことが重要です。

③ 身体拘束廃止宣言

- ・ 対外的に宣言し、事業所（施設）内に掲示しましょう。

④ 環境の整備

- ・ 事故の起きない環境を整備し、柔軟な応援体制を確保しましょう。

⑤ 代替方法の検討

- ・ 代替的な方法を、職員全員で考えましょう。

⑥ 正確な事実認識

- ・ 身体拘束廃止を実現するため、職員はもちろんのこと、利用者（入所者）の家族に、自らの事業所等において行われているどのような行為が身体拘束に該当するのかなど、正確な事実認識をもってもらおうよう努めましょう。

Ⅲ 介護の提供体制の見直し

身体拘束は、人権擁護の観点から問題があり、高齢者のQOL（生活の質）を根本から損なう危険性を有しています。

身体拘束は、「安全確保のため必要である」又は「スタッフ不足などから身体拘束廃止は不可能である」といった考え方は、誤った固定観念であると認識し、介護の現場で個々のケースに応じて、身体拘束に代わる方法を十分に検討することが求められます。

ポイント

① 身体拘束の必要性に関する見直し

- ・ 安全確保を身体拘束以外の方法で考えましょう。

② 身体拘束廃止の困難性に関する見直し

- ・ 人手不足を理由としないで考えてみましょう。
- ・ 車いすなど、設備・機器の改善について、検討してみましょう。
- ・ 福祉用具、機器などについての研修会を開催しましょう。

③ 問題行動の原因

- ・ その人なりの理由や原因を探り、除去することが必要です。
- ・ 原因の追求とその対策により、拘束の必要性がなくなることが多いです。

④ 介護の工夫

- ・ 生活のリズムを把握し、個人に合わせた適切なケアを行いましょう。
- ・ 家族的であることを求め、人格を尊重した優しい言葉かけとスキンシップに努めましょう。
- ・ 十分なアセスメントのもと、個人に合った個別ケアプランの作成を通じて取組みを進めましょう。

⑤ ケア全体の質の向上

- ・ 身体拘束廃止の取組みを通じて、ケア全体の質の向上を図りましょう。

⑥ 研修会開催などによる意識啓発の取組み

- ・ 外部研修や内部研修の内容として、身体拘束に関することを積極的に取り上げましょう。

IV 「緊急やむを得ない場合」の定義

「緊急やむを得ず」身体拘束を行うことが認められる場合

- ① 「切迫性」、「非代替性」、「一時性」の3つの要件を満たすこと
- ② これらの要件の確認等の手続きが、極めて慎重に実施されていること

①及び②のいずれも満たすケースに限られる。

3つの要件

切迫性	利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
------------	---

【切迫性の判断の留意点】

「切迫性」の判断を行う場合には、身体拘束を行うことにより、本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで、利用者本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
-------------	--

【非代替性の判断の留意点】

「非代替性」の判断を行う場合には、いかなるときでも、まずは身体拘束を行わずにすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命または身体を保護する観点から、他に代替手法が存在しないことを複数のスタッフで確認する必要がある。

また、拘束の方法自体も、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行わなければならない。

一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること
------------	---------------------------------

【一時性の判断の留意点】

「一時性」の判断を行う場合には、本人の状態像等に応じて、必要とされる最も短い拘束期間・拘束時間を想定する必要がある。

V 事前の確認事項

身体拘束は、3つの要件の確認など、極めて慎重に実施されなければならない、理由を含めて厳密に考える必要があります。

身体拘束を実施する前に、もう一度、確認してみましょう。

(1) その身体拘束は、その利用者にとって、本当に必要ですか？

- ① 他の職種の職員など、いろいろな人と話し合しましょう。
- ② もう一度、「本当に必要なのか」を確認しましょう。
- ③ 身体拘束以外に、「他に方法はないのか」を考えましょう。

(2) その利用者自身のことを、どこまで知っていますか？

- ① 利用者の「意思」を知りましょう。
- ② 利用者の「これまでの生活（生活のリズム（1日・1週間・1月）」）を知りましょう。
- ③ 利用者の「これまでの趣味・嗜好」を知りましょう。
- ④ 利用者は、「どんなお仕事をしていたか」を知りましょう。

(3) 解除できる時間帯を検討しましたか？

- ① 拘束時間の短縮を図り、「外す時間帯」を考えましょう。
- ② 「見守りができる時間帯」を増やしましょう。
- ③ 「他の方法で対応できる時間帯」を増やしましょう。

VI 身体拘束の実例（写真）

<ひもで縛る（腕）>



<ベッド柵（4点柵）>



<ベッド柵（3点柵）>



<ベッド柵（壁際2点柵）>



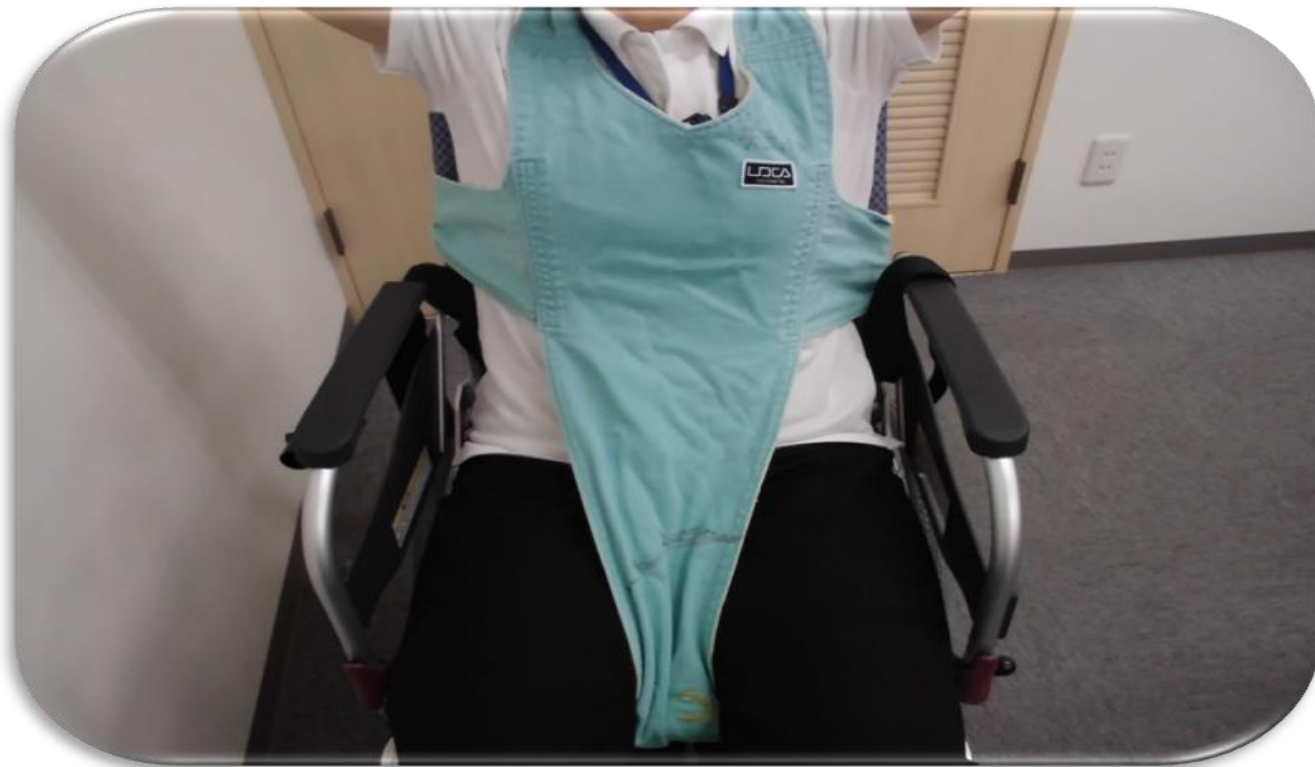
<ミトン手袋>



<車イスの腰ベルト>



<車イスのY字型拘束帯（前）>



<車イスのY字型拘束帯（後）>



<車イステーブル>



<つなぎ服>

